

島原地域広域市町村圏組合訪問介護利用者負担軽減実施要綱

平成12年9月22日告示第7号

改正	平成16年3月1日告示第1号	平成17年6月3日告示第7号
	平成19年10月19日告示第10号	平成20年12月11日告示第18号
	平成25年3月30日告示第7号	平成28年3月29日告示第9号
	平成30年6月13日告示第16号	令和4年6月1日告示第9号

(趣旨)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)の円滑な実施のための特別対策に基づく訪問介護若しくは夜間対応型訪問介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)(以下「訪問介護等」という。)を利用した際に利用者が支払う利用料(以下「利用者負担」という。)の軽減については、この要綱の定めるところによる。

(軽減の対象者)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)によるホームヘルプサービスの利用において、境界層該当者として定率負担額が0円となっている者であって、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなった者。

- (1) 65歳の年齢到達前1年の間に障害者施策によるホームヘルプサービス(居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう)の利用実績がある65歳に到達した者
- (2) 特定疾病により要介護・要支援状態になった40歳から64歳までの者

2 前項に掲げる軽減対象になった者であって、その後、本軽減措置事業の対象外となった者については、翌年度以降も本事業の対象とはしない。

(軽減の割合)

第3条 軽減の割合は、訪問介護等費用の10%とする。

(訪問介護等利用者負担額軽減認定証)

第4条 軽減を受けようとする利用者は、[別紙1](#)の申請書を島原地域広域市町村圏組合管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。その申請に基づき、軽減の対象者に[別紙2](#)の訪問介護等利用者負担額軽減認定証(以下「認定証」という。)を交付するものとする。

2 認定証の有効期間は、申請日の属する月の初日から申請日の属する年度の翌年度7月31日まで(申請が4月から7月までの間に行われた場合は、申請日の属する月の初日からその年度の7月31日まで)とする。ただし、法施行時における認定証の有効期限は、平成12年4月1日から平成13年6月30日までとする。

3 対象者の所得状況の確認については、毎年8月に法における境界層該当の確認等必要

な認定を行うものとする。

(認定証の提示)

第5条 認定証は、指定事業者が認定証に記載する軽減の割合の軽減を行うため、軽減を受けようとする者が、訪問介護等の利用開始に当たり事前に指定事業者に提示するものとする。

(補則)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年3月1日告示第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、第1条による改正後の島原地域広域市町村圏組合訪問介護利用者負担減額実施要綱の規定は、平成15年7月1日から適用する。

附 則 (平成17年6月3日告示第7号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年10月19日告示第10号)

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の島原地域広域市町村圏組合訪問介護利用者負担減額実施要綱第3条の規定中訪問介護費用の4%に係る部分は、平成19年7月1日から、訪問介護費用の10%に係る部分は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年12月11日告示第18号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の島原地域広域市町村圏組合訪問介護利用者負担減額実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成20年7月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の適用日前に改正前の島原地域広域市町村圏組合訪問介護利用者負担減額実施要綱第2条及び第3条の規定による減額の対象者は、新要綱の第2条及び第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月30日告示第7号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日告示第9号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の島原地域広域市町村圏組合訪問介護利用者負担軽減実施要綱の規定により決定された軽減の期間について、「平成28年6月30日まで」となっている場

合は、「7月31日まで」と読み替えるものとする。

附 則（平成30年6月13日告示第16号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年6月1日告示第9号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱施行の際、現にある改正前の様式（以下、「旧様式」という。）により提出されている書類は、改正後の様式（以下、「新様式」という。）により提出されたものとみなす。

3 旧様式により作成した書類は、当分の間、所要の整備をして新様式により作成した書類として使用することができる。

別紙1

訪問介護利用者負担額軽減申請書
(法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担額軽減措置)

被保険者氏名	フリガナ	保険者番号							
		被保険者番号							
生年月日	明・大・昭 年 月 日生								
住所	〒 電話番号 ()								
利用者負担額軽減申請理由	身体障害者手帳 有 ・ 無 (級 No.)								
	氏名	生年月日	性別	生計中心者に○をつけてください。					
世帯構成	世帯主								
	世帯員								
島原地域広域市町村圏組合管理者 様									
上記のとおり訪問介護等の利用者負担額に係る軽減を申請します。									
年 月 日									
住所									
申請者 電話番号									
氏名									

保険者記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	(訪問介護等の派遣実績等を把握)
適用年月日	(生計中心者の所得状況等を把握)
年 月 日から	
有効期限	
年 月 日まで	

訪問介護利用者負担額軽減認定証

(表面)

介護保険訪問介護利用者負担額軽減認定証 (法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担額軽減措置)							
交付年月日							
負担者番号							
受給者番号							
受給者	住所						
	フリガナ						
	氏名						
	生年月日						
介護保険被保険者番号							
適用年月日							
有効期限							
軽減内容 (給付率)							
発行機関名 及ひ印	所在地 島原地域広域市町村圏組合 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>4</td><td>2</td><td>8</td><td>4</td><td>3</td><td>3</td> </tr> </table> 電話番号	4	2	8	4	3	3
4	2	8	4	3	3		

(裏面)

注意事項 一 訪問介護若しくは夜間対応型訪問介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)(以下「訪問介護等」という。)のサービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者に提出してください。 二 訪問介護等のサービスを受けるときに支払う金額は介護費用から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。 三 被保険者の資格がなくなったとき、軽減の認定の要件に該当しなくなったとき、軽減の認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証をお住まいの市の市役所 支所に返してください。また、転出の届け出をする際には、この証を添えてください。 四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、お住まいの市の市役所 支所にその旨を届け出てください。 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

○ 証の大きさ
縦127ミリ 横 91ミリ